

木更津市土砂等の埋立て等による土壌の
汚染及び災害の発生の防止に関する条例

申請&事業の手引き

(行政区域界編)

木更津市環境部

まち美化推進課

平成27年4月

目 次

1	行政区域界を越える特定事業について-----	2
2	「行政区域界」の表示について-----	2
3	搬入土砂等の区分について-----	2
4	地質検査について-----	2

1. 行政区域界を越える特定事業について

特定事業区域が行政区域界を越える場合には、本市への許可申請手続きを行うとともに、隣接市若しくは千葉県に相談・手続きを行ってください。また、特定事業場が行政区域界を越える場合には、隣接市若しくは千葉県への許可申請は不要ですが、各種の規制状況について確認してください。さらに、特定事業区域及び特定事業場が行政区域界を越えない場合でも、搬入道路の利用や排水施設の流末に関わる場合など隣接市に影響が及ぶ場合、隣接市に確認を行ってください。

2. 「行政区域界」の表示について

特定事業区域が「行政区域界」を越える場合については、事前協議に入る前に本市及び隣接市の担当部署の立会いの下、区域界確定手続きを完了し、区域界に標識杭等を明示しておいてください。

また、許可後の土砂搬入・施工中にも、特定事業区域上に行政区域界を明示する標識杭等が常時確認できるようにしてください。

3. 搬入土砂等の区分について

着手後の土砂等の搬入については、発生元がわかるように管理し、行政区域界を越えて土砂等が埋め立てられないように土砂等管理台帳をそれぞれ作成し、区分管理してください。

4. 地質検査について

土砂搬入後の定期検査及び廃止、完了及び終了の検査の際に地質検査を行いますが、3,000 m²ごとに区分して5点混合法により検体を採取します。但し、行政界に隣接した地点を区分して検体を採取するようにしてください。それによらない場合には、さらに、区域界に沿って検体を採取し検査を行ってください。なお、隣接市の搬入土砂等が本市の安全基準に基づき検査されたものである時は、追加検査を省略することができます。

木更津市環境部
まち美化推進課 まち美化担当
〒292-0838
木更津市潮浜3-1
クリーンセンター内
電話 0438-36-1133